

〈高等学校等に在学する生徒及び保護者の方へ〉

令和2(2020)年度栃木県育英会高校奨学生募集

公益財団法人栃木県育英会では、令和2(2020)年度に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。))又は修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している人を対象に、次のとおり奨学生を募集します。申込みを希望する人は、先生に申し出て願書等用紙の交付を受けてください。

1 募集期間

令和2(2020)年5月18日(月)～令和2(2020)年6月18日(木)

(注意) 学校では独自に締切日を設けますので、確認の上、学校の締切日までに学校に申し込んでください。

2 申込者の資格

- (1) 保護者又はこれに代わる人が県内に住所を有する人
- (2) 1学年に在学している人は中学校卒業後3年以内、2学年に在学している人は中学校卒業後4年以内、3学年に在学している人は中学校卒業後5年以内、4学年に在学している人は中学校卒業後6年以内であること
- (3) 成績 1学年に在学している人は、中学第3学年の学習成績における全教科の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること
2学年に在学している人は、高校第1学年の学習成績における全教科の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること
3学年に在学している人は、高校第1～2学年の学習成績における全教科の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること
4学年に在学している人は、高校第1～3学年の学習成績における全教科の評定平均値が5段階評価で3.0以上であること
- (4) 所得 保護者(父母2人)又はこれに代わる人の令和元(2019)年の年間所得が一定の金額以下であること(年間所得の計算は、家族人数及び状況などにより独自に算出するもので、税法上の所得の計算とは異なります。)

[収入例]

※ この例の収入とは：給与収入の場合は、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の所得控除前の支払金額であり、給与以外の場合は、売上等から必要経費等を引いた金額です。

区分	家族構成	給与収入の場合	給与収入以外の場合
4人世帯	父、母、中学生、県立高校生	665万円以下	営業利益 291万円以下
5人世帯	父、母、小学生、中学生、私立高校生	883万円以下	営業利益 475万円以下

なお、上表の金額以上の収入がある場合でも、母子・父子世帯、大学生、障害者、長期療養者のいる世帯等の家庭の事情によって特別控除ができますので、上表は目安にしてください。

また、従たる家計支持者(給与の収入金額が少ない方)の給与収入が65万円を超える場合は、収入金額に加算されますので、注意してください。

- (5) 現に本会の奨学生でない人及び本会と類似の目的を有する団体等から学資の貸与を受けない人
なお、(3)・(4)の資格にあてはまらなくても、別に定める要件に該当する場合は、特例により申し込むことができます。要件等の詳しい内容については事前に学校に相談してください。

3 貸与月額

国・公立の高等学校又は修業年限2年以上の専修学校高等課程 18,000円
私立の高等学校又は修業年限2年以上の専修学校高等課程 30,000円

4 返還について

- (1) 卒業後、貸与を受けた期間の2倍の期間以内で、口座引落としにより年賦又は半年賦の均等償還となります。
- (2) 奨学金は無利子ですが、返還が滞ると延滞金がかかります。
- (3) 卒業後、大学等に進学した場合は、申請によりその在学期間中返還が猶予されます。

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

公益財団法人栃木県育英会 ☎ 028-623-3459

校内メモ 6/5(金)
(書類提出)